

令和3年度中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会次第

日 時 令和3年11月5日（金）午後2時
場 所 中野市人権センター 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

1) 人権尊重都市宣言（案）の答申について

4 そ の 他

5 閉 会

人権尊重都市宣言(案)に関する委員意見の概要とそれに対する修正(案)

意見の概要	修正(案)
<p>《意見1》</p> <p>1. 人権尊重都市宣言を策定した後に、さらに人権尊重施策をどのように充実していくのか、これまでの取り組みを総括して、新たな課題に対応した総合計画となるよう、今後の人権尊重政策に着実に推進することを、付帯意見として盛り込んだらどうか。</p> <p>2. 今、なぜ、中野市が「人権尊重都市宣言」を策定するのかを、市民にしっかりと説明して理解してもらうようにする必要があります。 パブリックコメントにも同様の意見があり、市も制定の目的を回答しているので、目的の中に書き込んだらどうか。</p> <p>3. 宣言（案）の書き出しで、いきなり「人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません」とあるのは、適当ではないと思います。 2段目に入れ替えたらどうか。</p> <p>4. 宣言案では、「宣言の主体」が市民なのか、「行政なのか」はつきりしないので、市民が主体であるのなら、後半の「ここに中野市は」を「ここに」として、「中野市は」を削除したらどうか。</p>	<p>《修正等1》</p> <p>■付帯意見までは考えておりませんが、人権尊重都市宣言に掲げた目的の達成に向け、施策を進めていきます。</p> <p>■パブリックコメントの回答では、部落問題においての節目の年と説明しておりますが、人権尊重都市宣言制定にあたっては、部落差別をはじめとするあらゆる差別や人権侵害のない中野市を目指すことが、主目的でありますので、今回表記しませんでした。ご理解をお願いします。</p> <p>■パブリックコメントの回答で説明したとおりです。</p> <p>■宣言の主体は、市民でありますので、「中野市は」は削除します。</p>
<p>《意見2》</p> <p>宣言の活用 大会、集会時に宣言の朗読（資料添付）をし、PRをしてください。 全庁に趣旨の徹底を図ってください。</p>	<p>《修正等2》</p> <p>■宣言については、職員に対し、周知、徹底するとともに、積極的に集会等で活用していきます。</p>

人権尊重都市宣言（案）

人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち中野市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓い、ここに中野市は「人権尊重都市」であることを宣言します。

令和 年 月 日制定
中野市



人権尊重都市宣言制定の目的

人は生まれながらにして、かけがえのない存在であるとともに、一人ひとりが皆、自らの意志で、人間らしく生きる権利を持っています。

市民の人権意識が高揚し、人権尊重の輪が広がり、部落差別、障がい、性別、年齢、国籍等によるあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築くことを目的に制定します。

人権尊重都市宣言（案）

修正前

人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち中野市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちを築いていくことを誓い、ここに中野市は「人権尊重都市」であることを宣言します。

令和　　年　　月　　日制定

中　野　市



人権尊重都市宣言制定の目的

人は生まれながらにして、かけがえのない存在であるとともに、一人ひとりが皆、自らの意志で、人間らしく生きる権利を持っています。

市民の人権意識が高揚し、人権尊重の輪が広がり、部落差別、障がい、性別、年齢、国籍等によるあらゆる差別や偏見などによる人権侵害のない、だれもが住みよいまちをつくることを目的に制定します。

令和3年11月 日

中野市長 湯本 隆英 様

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
会長 宮津 和範

人権尊重都市宣言（案）について（答申）

令和3年10月8日付け3第3961で当審議会に諮問がありました「人権尊重都市宣言（案）」について、下記のとおり答申します。

記

✓慎重に審議した結果、原案は適当である。

✓

(募集期間終了)

人権尊重都市宣言(案)に関する意見の概要とそれに対する市の考え方

(1)募集期間 令和3年9月6日(月)～令和3年9月27日(月)

(2)意見提出者数 3名(個人)

(3)意見数 3件

(4)提出方法 FAX(1件)・持参(2件)

意見の概要	市の考え方
<p>《意見1》</p> <p>1. 合併16年目に宣言をする背景を明確にしてほしい。</p> <p>2. 目的の中に部落差別をはじめとするあらゆる差別があるが、障害者、外国人、女性、高齢者、子ども、感染症差別などを明記したらどうか。</p> <p>3. 「法」+「宣言」+「条例」をセットにして周知したらどうか。</p> <p>4. 宣言後はなにが変わるのが、市民に分かるような具体的な施策が必要と考えます。</p>	<p>《回答1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■部落問題におきましては、今年2月に、市内日野地区で結成された日野覚醒会が結成100周年を迎え、来年3月には、全国水平社が創立100周年を迎える節目の年となることから、あらゆる差別や人権侵害のない社会実現のため、人権尊重都市宣言を制定することといたしました。 ■ご意見のとおり、現在様々な人権問題がありますので、目的及び案文について一部修正いたしました。 ■人権尊重都市宣言については、「『法』+『宣言』+『条例』をセットにして」というご意見を取り入れながら、人権啓発や人権研修などで、広く市民へ周知をしてまいります。 ■人権尊重都市宣言制定後の具体的な施策につきましては、現在策定中であります。
<p>《意見2》</p> <p>宣言(案)の一段目の「人権侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません」との文言は、入っているとインパクトが強すぎて教条的だととらえられ、不愉快で反感を持たれる市民が出る可能性があるので、他の表現に変えたらどうか。</p> <p>課題は、宣言をしたからには宣言の趣旨を如何に具体的に実効していくかであります。</p>	<p>《回答2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■人権尊重都市宣言(案)につきましては、「第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」及び県内外の自治体が策定した宣言を参考に、人権尊重に関する事項をできるだけ簡潔かつ強い意志表現となるよう作成しておりますので、ご理解をお願いいたします。 ■今回いただいたご意見を踏まえ、目的及び案文を一部修正いたしました。

	<p>■ご意見にありました課題につきましては、課題解決のため、現在、宣言後の施策を策定中であります。</p>
<p>《意見3》</p> <p>宣言では、「部落差別をはじめとする差別をなくすことが人権尊重だ」というように矮小化されてしまっているように感じます。差別をなくすことはとても重要なことですが、そのことも含めて、人権尊重とは、もっともっと崇高な理念です。そのことを考慮して、宣言案を修正してはどうでしょうか。</p>	<p>《回答3》</p> <p>■人権尊重都市宣言（案）につきましては、「第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」及び県内外の自治体が策定した宣言を参考に、人権尊重に関する事項をできるだけ簡潔かつ強い意志表現となるよう作成しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>■今回いただいたご意見を踏まえ、目的及び案文を一部修正いたしました。</p>